

## 13. 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

第2条 規程第3, 4, 7, 8, 10, 12, 15, 16, 18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

第3条 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm (A1判) 以内とする。

(禁止事項)

第4条 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をかけがすもの

第5条 規程第3, 4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不適当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

第6条 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

第7条 規程第18条に依って放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則 この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

附表

※ ( ) 内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合) (1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名(1週間前迄)

団体加盟許可願……………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願……………参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、(1週間前迄) クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願………掲示物の写し，責任者氏名，希望掲示期間（前日迄）  
学内外集会許可願………集会の目的，名称，場所と日時，参加者氏名，参加責任者氏名，残留責任者氏名，緊急  
の場合の（学内3日前迄）連絡方法，講演会の場合に講師名と職業（学外1週間前迄）  
印刷物発行配布願………印刷物原稿，責任者氏名，配布対象者，発行部数，場所（前日迄）  
施設・物品借用願………使用目的，使用日時，使用施設名，責任者氏名，団体名，人員，使用場所，光熱設備使  
用の有無（3日前迄）